

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名：寝屋川南部地下河川 今川排水機場 自家発電設備改修工事

本工事は、今川排水機場自家発電設備の改修工事を行うものである。

1. 随意契約理由

今川排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する自家発電設備は、排水機場の根幹的な設備であり、常にその状態を良好に維持することが必要である。

本工事は、当該設備の高い信頼性と安定した運転を確保するために、腐食、摩耗、異常を確認し、分解清掃・測定・部品交換・調整等を行うことにより、自家発電設備として性能を維持するものである。

これらの設備は、製作会社固有のまたは独自に開発された技術により設計・製作されたものであり、本工事を実施する際には、設計・製作技術に関する詳細な設計資料、改修に伴う専用部品の入手が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った川崎重工業株式会社より改修業務を移管されている株式会社カワサキマシシステムズ以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積り省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。